

自然を愛するみんなの交流紙

# 「自然の権利」 基金



vol.71

2015年6月25日

事件報告 よみがえれ！有明訴訟

事件報告 沖縄命の森やんばる訴訟

事件報告 沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟

いのちはじゅんぐり

利根川源流からエネルギー革命を！

マミー's' 日記

期日情報

事務局より

## 事件報告 よみがえれ！有明訴訟

### 強制金 倍額決定！

福岡高裁の確定判決により、国は2013年12月21日までに、諫早干拓地の調整値に設置された排水門を「常時開放」する義務を負いました。しかし国はこの義務の履行を怠り開門しないため、勝訴原告の漁民たちは2013年12月24日、国に開門義務を実行させるため、佐賀地裁に強制執行の方法として間接強制の申立をしました。この申立に対し佐賀地裁は、2014年4月11日、2ヶ月以内に開門義務を実行しない場合は申立漁民たちに対し、一人一日一万円（合計45万円）を支払うよう命じる決定をしました。この間接強制金（罰金）を国に支払わせることにより開門を実行させる強制力にしようということです。国は2ヶ月経過しても開門を実行しないため同年6月12日から毎日45万円が支払われることになりました。この間接強制の決定に対し国は抗告をしたが、福岡高裁はこれを棄却し、国の最高裁に対する許可抗告に対しても



佐賀地方裁判所前

撮影日2015年3月24日、撮影者 坂田輝行様

最高裁は2015年1月22日にはこれを棄却し、国は制裁金を支払い続けなければならないことが確定しました。

しかし国はこの一方で強制執行自体を止めようと画策し、佐賀地裁に対し請求異議訴訟を提訴しましたが、2014年12月には同地裁は国の請求を棄却しました。国は控訴し、福岡高裁の控訴審第1回期日が4月27日にありました。漁民は早期結審により一審どりの判決を求めています。このようにあくまで開門を拒み続ける国に対し、私達はさらに強制力を強めるため、間接強制金の増額を佐賀地裁に申立てました。この申立に対し佐賀

地裁は2015年3月20日、強制金を倍額にし、一日あたり90万円を支払うよう決定しました。

国はこの決定に対しても福岡高裁に抗告しましたが、正当な理由がないことは明らかですから、ここ数ヶ月の内に福岡高裁の棄却決定が出ると思っています。

そもそもこのような確定判決を実行することに対しあくまで抵抗し続ける国（安倍総理と農水官僚）を決して許してはならないと考えます。三権分立、地方自治の本旨、平和主義、この憲法の大原則は、小学生でも知っていることです。

この憲法の大原則を沖縄をはじめとして国中で平然とふみにじる安倍自民政権の暴走に対し、私たちはこれも憲法の大原則である国民主権をかかげて、正面から打破り勝利することが必要だと確信しています。諫早のたたかいも辺野古のたたかいも、さらに各地でのたたかいも根っこは一つです。たたかいはまだまだ続きます。全国のみなさんの御支援共闘をよろしく願います。

(文) よみがえれ！有明訴訟弁護団  
弁護士 馬奈木 昭雄

## 事件報告 沖縄命の森やんばる訴訟

### やんばる訴訟・この森を守ったぞ！

1. 3月18日、那覇地裁で8年間続いたやんばる訴訟の判決がでました。判決自体は訴えの却下ですが、実際は私たちの勝利でした。

2. この訴訟は、住民訴訟での違法な公金支出の差止めを求めるものでしたが、差止請求の要件では、公金を支出するであろう客観的な確実性が必要でした。判決では、このような公金支出の客観的な確実性がない、という理由だったのです。

3. なんで、公金支出の客観的な確実性がないのでしょうか？

それは、私たちの自然保護活動や多くの支援者たちの熱意の成果だったのです。やんばるの森では、5年ほど前から県によるすべての森林施業及び林道建設が休止していました。これは訴訟を提起され、県民の目がやんばるに注がれ、自然破壊行為ができなくなったからでした。また訴訟で一貫して訴えていた、沖縄県の森林整備計画は生物多様性条約や世界遺産条約に違反するという主張が有効だったからです。判決では、「現時点で森林施業、林道建設を再開することは、裁量権の範囲を逸脱し違法と評価される」と判断しました。この違法性の根拠は、生物多様性条約や世界遺産条約と考えられるからです。

4. やんばる地域は、この非常に狭い範囲にのみ生息するノグチゲラやヤンバルクイナをはじめとする固有種の宝庫で、私たちは生物多様性条約及び世界遺産条約から県はその自然を保護すべき義務がある、と主張していました。森林施業事

業という行政裁量権について、裁量権の範囲の逸脱ないし濫用とする枠組みを立てたのは全国で初めてのことであり、大いに評価できる内容となっています。判決では明確には述べられていませんが、この行政裁量が違法となる枠組みは条約上の義務によって羈束される結果とみるべきなのです。

5. ところで、前記のように県による森林伐採や林道建設を市民の力で5年ほど前に休止に追い込んでいました。提訴当時は、伐採が進み、林道建設も進んでおり、訴訟が終わるころは、20以上の林道は建設されてしまうと誰もが思っていました。それを休止に追い込んだのは訴訟と連携した広範な市民運動だったとおもいます。

まず、少しでも伐採などがあれば徹底的に、文化財保護法違反、種の保存法違反で刑事告訴しました。実際にヤンバルクイナの雛がいる場所で伐採がされるのであるから、文化財保護法違反は明らかで、行政側へのプレッシャーは大きかったと思われます。



写真：伐採された天然林の様子

また、訴訟で明らかになった費用対効果の算出が全くの根拠のないものであった事実を、マスコミを通じて、また県議会でも追及しました。結局、このような運動が全部の林道計画を休止に追い込んだのでした。

自然を守りたいという多くの国民の声を結集すれば、たとえ困難と思われる事業であっても必ず中止に追い込むことができるという教訓をこの訴訟を通じて得た気がします。

やんばる訴訟の意義は、法的には森林施業にお

ける裁量権の羈束性を明らかにしたこと、市民の決してあきらめない自然保護運動が重要、という2点に集約できるのではないのでしょうか。



写真：ツルラン

(文) 沖縄命の森やんばる訴訟弁護団  
弁護士 市川守弘

## 事件報告 沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟

### 沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟 地裁の却下判決に対し控訴しました

沖縄ジュゴン訴訟は、辺野古基地建設が、米国国家歴史保存法（NHPA）と同等の内容をもつ日本の文化財保護法において天然記念物に指定されている沖縄ジュゴンに影響するため、NHPA違反となることの確認を求め、米国政府を被告として、2003年9月24日にサンフランシスコ連邦地裁に提訴したものです。

ジュゴン訴訟はこれまで、2005年、2008年に裁判所の判断が行われています。2005年については米国国家歴史保存法（NHPA）が、ジュゴンという日本の文化財を保護しているかどうか争われ、保護の対象となるという勝利の判決を得ることができました。

2008年の判決では、米国政府は沖縄ジュゴンの保護を図っているか、米国政府が違法状態では無いかということが争われました。この時には、米国政府は沖縄ジュゴンに配慮しておらず違法状態であると裁判所は宣言しました。

このように、ジュゴン訴訟はこれまで裁判所の画期的な判断を勝ち得てきました。

ところが、当初から本件訴訟を担当していたパテル判事に代わって2014年から本件訴訟を担当することとなったチェン判事は、2015年2月13日、原告の請求について却下判決を下しました。

特に、私たちは、米国政府がNHPAの義務を履行するまで基地建設を禁止する「差止命令」を請求していました。しかし、当該判決は、「統治行為」という高度に政治性のある行為には裁判所は立ち入るべきではないというルールの下、「差止命令」

を出すか否かは、軍事、外交という高度に政治的問題に裁判所が立ち入ることとなり、特に今の辺野古の実情からすればきわめて高い政治性が有るので判断できないとしたのです。

却下判決は、本案審理に入らないというもので、いわゆる「門前払い」です。しかし、これは、パテル判事の本案審理に入るという2005年判決、米国政府は沖縄ジュゴンに配慮しておらず違法状態であるとした2008年の判断を覆すものというべきで、到底承服できるものではありません。そこで、私たちは、2015年4月9日、当該判決に対し控訴申立てを行いました。今後は、本件訴訟は米国の第9巡回控訴裁判所において審理されることとなります。

みなさまに応援していただき、そして大きな成果を上げてきたこの訴訟の、一審判決がこのような結果となり、弁護団としては残念な気持ちでいっぱいです。しかし、辺野古基地問題が緊迫している状況の下、本件訴訟は、辺野古基地建設の阻止を米国に対して直接働きかける唯一の訴訟であり、沖縄における運動にとって重要な意義を有します。

ジュゴンや辺野古、大浦湾の自然を守るために、私たちは同訴訟に引き続き取り組んでいく所存です。どうか、今後ともご支援をいただきますようお願い申し上げます。

(文) 沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟弁護団  
弁護士 小林哲也

連載

# 命はじゅんぐり ☀️

愛知県新城市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。農をつうじて培われた、「自然とつきあう作法」をご紹介します。

## 掛け替えのない物と人

パチパチ、竹林の整備で出る枯れ竹や使い古しの竹を焚き付けに 半切ドラム缶のかまどで湯をわかす。太い薪を火中にほうり込んで筍掘りへ。急傾斜地の筍掘りはきついが、待っている消費者の顔を思いながら汗をかく。一輪車で運んだ筍は、包丁で根元を切り揃え、皮に切り込みを入れて熱の通りを良くし、次々と大釜の熱湯に投入。糠を添えて一気に炊き上げる。太い薪が燃え尽きた後も、炭火で保温。4時間ほど経って手で扱える温度になったら釜から取り出し袋に詰め、計量値付けして朝市の準備完了。大きくなった筍も軟らかく美味。サンショウの若葉をサービスに付けようか。

同時期のワラビも、収穫後すぐに薪ストーブから出る木灰と大釜の湯を使いアク抜きする。大鍋にワラビを寝かせ、大きな木綿袋に入れた灰の上から熱湯をたっぷり注ぎ、湯浸しにして冷えるまで待つ。小分け袋詰めして朝市に出す。重曹処理よりきれいでおいしく仕上がる。そのままザク切りで皿に盛り、削り節と醤油で一品出来上がり。ワラビのシャキシャキ感とヌメリが絶品。

山間の百姓仕事ならではの手元にある資源を組み合わせ、小規模だから可能となる絶妙なタイミングを図って作られる食材は、消費者にとっても掛け替えのない物だ。このような食べ物が生産者と消費者の絆を確かなものにする。「掛け替えのない物と人」こそが、条件不利だからと逸早く見捨てられがちな中山間地農業を、ひいては日本の農業を、魅力的で必要欠くべからざる産業とする切り札になるでしょう。



(文) 松沢政満



## 利根川源流からエネルギー革命を！

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

1月24日25日に開催した「みなかみ地域エネルギーフェスタ」は、2日間で延べ70人の実行委員が参加した。来場者は百数十名と目標を下回ったけれど、盛りだくさんの内容で「地元貢献」と、「みなかみ地域エネルギー推進協議会（略称＝みなかみ地エネ）の知名度の浸透」という初期の目的は達成できた。一人一人が役割を担い責任を持って取り組んだこの催しは、個々の実行委員の成長をももたらした。

引き続き行った2月10日の東京での「地域エネルギーから温暖化を考えよう」は、いわばみなかみ応援団（みなかみ地域外の関係者で構成）が主導・運営したものである。みなかみからは8名が参加者として、全員意見を述べる機会を与えられてそれぞれの思いを広く全国に発信した。この催しもドイツの再エネ問題に詳しい千葉恒久弁護士や、ドイツからヴェッテジゲン・エネルギー協同組合理事長ディータ・ヘルス氏を招聘しての講演があつて盛況だった。特筆すべきは急遽環境省大臣官房審議官中井徳太郎氏が参加し「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト（環境省HP参照）について熱く語ったことである。

地域の中で地域の資源（自然・ヒト・物・資金）を使い地域の自立を考えて来た私たちは、みなかみ地域にこだわることで世の中の流れや動向に敏感になってきた。感性が研ぎ澄まされ、いわば利根川源流から世の中を知ることを学習してきた。このように地上から天（日本全国）を仰いだ時に、天か

ら俯瞰していた中井審議官たちと焦点があった。奇跡的な瞬間である。

5月10日、みなかみ地エネ第3回総会記念行事を兼ねて、映画と講演会の集い『「～つなげよう、支えよう森里川海」推進市民会議キックオフ I Nみなかみ～「利根川源流のまつりごと、と…」』を開催する。キックオフ大会開催先陣の榮譽は秩父（荒川）に譲ったが、首都圏民3千万人の生命線とも言える利根川源流でのこの集いは、いずれ坂東太郎と呼ばれる利根川のような大きなうねりとなるだろう。

4月16日岸良昌町長へのプロジェクト説明に中井審議官はじめ4名も環境省から来町された。このプロジェクトを環境省と共に推進している一般社団法人場所文化フォーラムの吉澤保幸名誉理事や、みなかみ地エネアドバイザーの竹林征雄氏も駆けつけてくれた。否応が無しに期待の大きさが伝わってくるものだ。その足で地元の自然をよく知る3人にプロジェクトの説明をして10日の登壇を取り付けた。後日、次世代を担う高校生の地域貢献の取り組み事例発表も決定した。「江戸前」に代表される日本のよき文化・伝統、そしてそれを育む循環共生型の地域を復活させてかつ伝え残さなければならない者たちと、それらを受け継ぐ者たちが同じチームを結成する日でもある。

奇跡は日常となる。

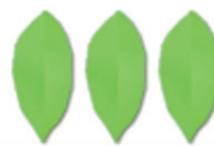
(文) 有限会社建築工房無有  
代表取締役 河合純男



写真：「利根川源流のまつりごと、と…」の様子



## マミー's'日記



環境問題に関心のあるお母さんたちによるリレーエッセイです。

クチナシの甘い香りに包まれる4月のやんばる。リュウキュウバライチゴやホウロクイチゴ、クワの実など、おいしい春の恵みも実りの盛り。わが家の食べるのが大好きな子どもたちは、目をキラキラさせて、ほどよく色づいた実を夢中になって探しています。2歳の息子は7段ある脚立をぐんぐん登り、クワの実で手も口のまわりもすっかり紫に染めて得意げ。満たされた笑顔の子どもたちを見ながら、こんなふうに自然をまるごといただけるって、あらためてとても幸せなことだなあと感じています。

子どもたちの自然離れが心配される昨今ですが、「食べる」というアプローチは、自然との距離をぐんと縮める一つの方法かもしれません。「甘い」「すっぱい」「ネバネバ」「苦い」などなど、口で味わった体験は記憶の深いところに刻まれるように思えます。実際、私が森を案内した都会の高校生たちも、「葉っぱ食べるんですか？マジで？」とクモに怯えながら恐る恐る自分でとったタニワタリの新芽を天ぷらにして食べたたん、「何これ！ウマっ！また探しに行こうぜ！」なんて具合。植物の名前は覚えていなくても、きっとおいしかった記憶はいつまでも体に残ってくれるのでしょうか。入口は開かれた！かな。

一方、やんばるの自然に包まれて育った小学3年生の娘は、すでに驚くほどたくさんの植物の名前や特性を知っています。森で、川で、浜で、海で、季節の変化さえ遊びの中に取り入れながら黙々と自分の世界をつくって楽しんでしまう、まるで自然遊びのエキスパート。自然の中で過ごすことに喜びを感じ、さらに自然や生きものたちへの興味を広げ、命の神秘やつながりに触れて感動し、自然を愛でる心を自ら育てていく。こうしたプラスのスパイラルが人類に広がれば、きっと地球の未来は優しさに包まれた明るいものになるんじゃないかなあ、、、などと願いつつ、辺野古基地問題に揺れる名護・東海岸で、自然とくらしを案内する日々です。

(文) 鳥袋安奈



## 期 日 情 報

応援をよろしくお願いたします。

【核燃サイクル阻止】 青森地方裁判所  
6月19日(金) 13:30～ 口頭弁論  
(高レベル裁判、再処理裁判ともに)

【コトパンジャン・ダム】  
平成27年3月4日、最高裁の上告棄却、不受  
理決定をもって終結しました。

【白保 新石垣空港】  
収用裁決取消訴訟(福岡高等裁判所那覇支部)  
5月28日(木) 14:00～ 口頭弁論  
事業認定取消訴訟(東京高等裁判所)  
7月2日(木) 14:00～ 口頭弁論  
完成検査合格処分取消訴訟(東京地方裁判所)  
7月16日(木) 15:00～ 口頭弁論

【沖縄命の森やんばる】 那覇地方裁判所  
平成27年3月18日 判決(訴えの却下)  
※実質は勝利です、詳しくは記事をご覧ください。

【上関原発】 山口地方裁判所  
8月26日(水) 14:00～ 口頭弁論

【シロクマ】 東京高等裁判所  
6月11日(木) 13:15～ 判決

【泡瀬干潟】 福岡高等裁判所那覇支部  
7月7日(火) 14:00～ 口頭弁論

【路木ダム】 福岡高等裁判所  
6月26日(金) 14:00～ 口頭弁論

【有明】  
小長井・大浦漁業再生(福岡高等裁判所)  
9月7日(月) 14:00～ 判決  
開門阻止(長崎地方裁判所)  
(有明訴訟原告らは、補助参加人として訴訟参加)  
6月16日(火) 14:00～ 口頭弁論  
小長井・大浦漁業再生 [第2陣・第3陣]  
(長崎地方裁判所)  
6月16日(火) 13:10～ 口頭弁論  
請求異議訴訟(福岡高等裁判所) 国が控訴  
7月6日(月) 11:00～ 口頭弁論

【馬毛島】  
原因裁定申請事件(公害調整委員会) 期日未定  
責任裁定申請事件(公害調整委員会) 期日未定

## 事務局より

木々の緑も深まりを増す季節となりました。少し探してみると、各地で自然や生き物観察会などが行われているようです。自然を満喫し、自然の大切さを体感できるとってもいいチャンスですね。

さて、2月よりお願いをしておりました会員継続を、今年もたくさんの方にいただきました。ありがとうございました。恐れ入りますが、ご継続(年会費のご納入)がお済でない方へは、事務局より個別にお願いのご連絡を差し上げております。ご継続の意思をお持ちの方でも、お忘れの方もいらっしゃいますので、ご確認の意味もごさいます。ご理解いただけますと幸いです。

### ★チラシ配布にご協力ください★

今回、「沖縄ジュゴン『自然の権利』訴訟」への寄付を募るチラシを同封いたしました。ジュゴンや辺野古、大浦湾の自然を守るため、私たちは同訴訟に引き続き取り組んでいく所存です。多くの方々に「自然の権利」基金のことを知ってほしいと、このチラシを含め、弊会の案内を何種類か用意しております。ぜひ、お知り合いの方・団体・お店・施設などをご紹介いただけますと幸いです。「協力できますよ!」という方は、事務局まで必要な枚数等をご連絡ください。お待ちしております。



ひとつの地球!  
ともにある仲間たち!

「自然の権利」基金通信 vol.71

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizennoekenri@green-justice.com URL <http://www.f-rn.org/>

【振替口座】01070-6-31179 「自然の権利」基金